

東京都介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業
東京都障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業
申請の手引き

（補足資料）法人勤続1～5年目（60か月）の考え方

令和6年6月

東京都居住支援特別手当事務局

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp>

法人勤続 1～5年目（60か月）の考え方

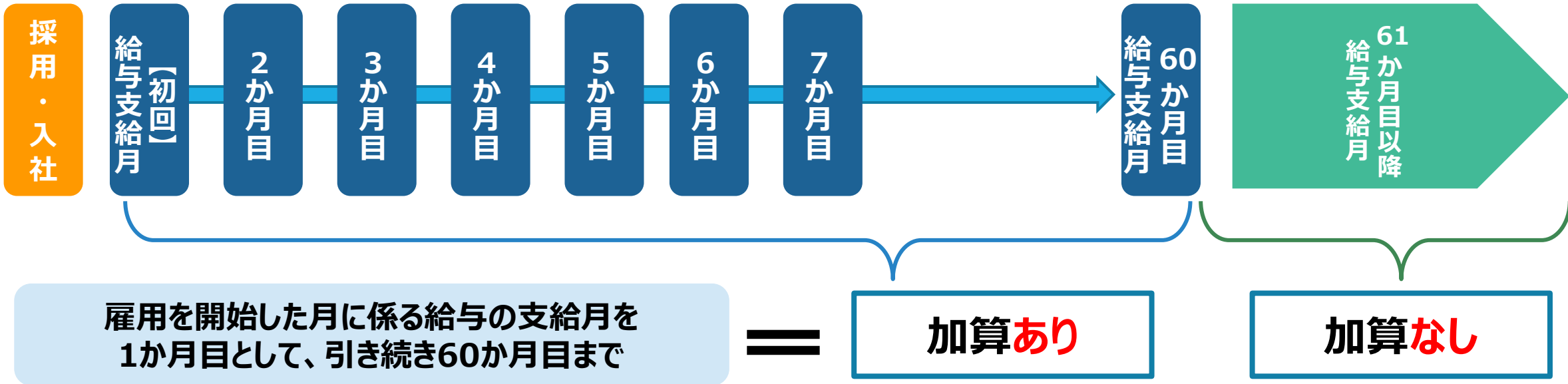
介護

勤続年数が同一法人内で1年目から5年目（60か月）までの介護職員（役員を除く）は加算対象です。
介護支援専門員及び計画作成担当者は対象外です。

障害

勤続年数が同一法人内で1年目から5年目（60か月）までの福祉・介護職員（役員を除く）は加算対象です。

加算の対象となる同一法人内での勤続年数 1～5年目（60か月）については、給与の支給月でカウントします。



法人勤続 1～5年目（60か月）の考え方

例 1) 継続し同一法人に勤務した場合 給与が入社した月から支払われた場合

ポイント ※勤続月数は給与の初回支給月からカウントします。

2019年			
7月	8月	9月	10月
採用	1年目		
1か月	2か月	3か月	4か月

- ・7月に採用
- ・7月に初回給与支給

…
…
…

2024年							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
5年目			6年目				
58か月	59か月	60か月	61か月	62か月	63か月	64か月	65か月



法人勤続 1～5年目（60か月）の考え方

例 2） 継続し同一法人に勤務した場合 給与が入社した翌月から支払われた場合

ポイント

※勤続月数は給与の初回支給月からカウントします。

2019年			
7月	8月	9月	10月
採用	1年目		
	1か月	2か月	3か月

- ・7月に採用
- ・8月に初回給与支給

…
…
…

2024年									
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
5年目				6年目					
57か月	58か月	59か月	60か月	61か月	62か月	63か月	64か月	65か月	



法人勤続 1～5年目（60か月）の考え方

例 3） 育児休業を取得した場合

ポイント

※育児休業取得期間は**勤続月数に含めます**

2020年				...	2021年		2022年	2023年		...	2025年		
3月	4月	5月	6月		9月	10月	→	8月	9月		1月	2月	3月
採用	1年目				2年目	育児休業			4年目		5年目		6年目
1か月	2か月	3か月	4か月		19か月				43か月		59か月	60か月	61か月

- ・3月に採用
- ・3月に初回給与支給



法人勤続 1～5年目（60か月）の考え方

例 4） 一度退職した後、同法人に復職（再就職）した場合

ポイント ※以前退職した職員が、同じ法人に復職する場合は、**対象前と復職後の勤続月数を通算**します。

2018年			
3月	4月	5月	6月
採用	1年目		
1か月	2か月	3か月	4か月

...

...

...

2021年		2022年	2023年	
8月	9月	→	8月	9月
4年目	退職		復職	4年目
42か月				43か月

...

...

...

2025年		
1月	2月	3月
5年目		6年目
59か月	60か月	61か月

- ・3月に採用
- ・3月に初回給与支給



法人勤続 1 ～5年目（60か月）の考え方

例 5） 対象外職種での採用後、同一法人内で対象職種へ転職があった場合（給与は翌月支給の場合）

ポイント

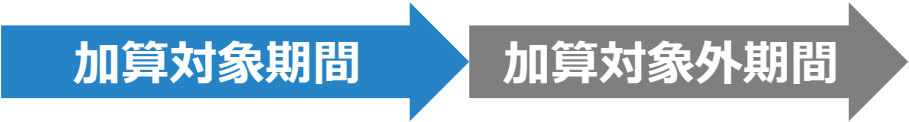
※対象職種へ異動後、初回給与支給日からカウントします。

2018年		→	2019年		
4月	5月		9月	10月	11月
対象外職種			対象 職種へ 異動	1年目	
				1か月	2か月

- ・4月に採用
- ・5月に初回給与支給

…
…
…

2024年					
7月	8月	9月	10月	11月	12月
5年目			6年目		
58か月	59か月	60か月	61か月	62か月	63か月



法人勤続 1～5年目（60か月）の考え方

例 6） 同一法人内で介護職から事務職に変わり、また介護職に戻った場合

ポイント ※介護職としての従事期間のみ通算してカウントします。

2018年				...	2021年		2022年	2023年		...	2025年		
3月	4月	5月	6月		8月	9月	→	8月	9月		1月	2月	3月
採用	1年目				4年目	事務職			4年目		5年目		6年目
1か月	2か月	3か月	4か月		42か月				43か月		59か月	60か月	61か月

- ・3月に採用
- ・3月に初回給与支給

加算対象期間 → 加算対象外期間

法人勤続 1～5年目（60か月）の考え方

その他

No.	質問	回答
1	法人内の障害事業所から介護事業所に異動した人の勤続年数は障害事業所から通算されますか。	障害事業所からの年数を通算します。
2	同一法人内での、東京都外での勤務年数は1～5年目の計上に含まれますか。	含まれます。
3	同グループ内で別の法人に異動した場合の勤続年数の数え方を教えてください。	同グループ内の他法人に異動した後も、従業員の人事情報が引き継がれ、法人での勤続年数の確認が可能な場合は通算します。
4	吸収合併により他法人と統合した場合の勤続年数の数え方を教えてください。	合併前の法人から従業員の人事情報が引き継がれ、法人での勤続年数の確認が可能な場合は通算します。
5	事業譲渡を受けましたが、譲渡前からの職員について5年目までの勤続年数のカウントは譲渡時点から起算してよいのでしょうか。	事業を譲り受けた後も従業員の人事情報が引き継がれ、法人での勤続年数の確認が可能な場合は通算します。
6	法人勤続5年目までの加算について、法人の判断で6年目以降も加算し続けることは可能ですか。	差し支えありません。都の要綱に記載された補助額と異なる金額を支給する場合は、給与規程（就業規則）にその旨を記載してください。ただし、都の要綱に記載された補助額より多い額を支給する場合、補助金は要綱の額が上限となります。
7	法人勤続5年目までの加算を行わないことも可能ですか。	差し支えありません。都の要綱に記載された補助額と異なる金額を支給する場合は、給与規程（就業規則）にその旨を記載してください。